

(証券コード8912)

2026年9月14日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

株 式 会 社 エ リ ア ク エ ス ト

代表取締役社長 清 原 雅 人

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.area-quest.com/category/ir/press/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エリアクエスト」又は「コード」に当社証券コード「8912」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時00分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド  
（末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目 的 事 項  
報 告 事 項

1. 第27期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第27期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）  
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
（2）書面による議決権行使の場合  
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時00分までに到着するようご返送ください。  
（3）インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時00分までに行使してください。

以 上

- ~~~~~  
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
2. 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2026年9月28日（月曜日）午後6時00分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031（受付時間 9:00～17:00 土・日・休日を除く）

# 事業報告

( 2025年7月1日から  
2026年6月30日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内外の経済は、日本においては雇用環境の改善や省力化推進による設備投資の増加などにより、経済活動は底堅く推移したものの、為替相場の変動に加え、ロシア・ウクライナ紛争の長期化、中国市場の低迷、中東情勢に伴う物価上昇やサプライチェーンの混乱など、経営環境は不安定かつ不透明な状況が続いております。海外におきましては、AI関連投資等を背景に、米国を中心に緩やかな成長を維持したものの、中東情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりなど不安定かつ不透明な状況が継続いたしました。

このような環境下におきまして、仲介関連事業は前年比増加、サブリース事業は前年比件数微増、粗利益3.3%増とすることができました。

当連結会計年度においては、人材採用及び販売促進費の拡大等、積極的な営業姿勢を続けてまいりました。景気や企業の出店意欲等に左右されない磐石なストック収入の基盤を創ることが、次期のさらなる業績向上につながると考えております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,521,604千円（前連結会計年度比1.8%の増加）、営業利益276,961千円（前連結会計年度比4.9%の減少）、経常利益243,097千円（前連結会計年度比29.6%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は129,565千円（前連結会計年度比15.2%の増加）となりました。

なお、事業別の売上高及び概況は次のとおりであります。

(単位：千円、%)

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 期別<br>第26期<br>(2025年6月期) |       | 第27期<br>(2026年6月期) |       | 前連結会計年度比 |        |
|--------------------|--------------------------|-------|--------------------|-------|----------|--------|
|                    | 金 額                      | 構成比   | 金 額                | 構成比   | 金 額      | 増減率    |
| 不動産ソリューション事業       | 2,476,579                | 100.0 | 2,521,604          | 100.0 | 45,025   | 1.82   |
| テナント誘致事業           | 159,998                  | 6.5   | 138,081            | 5.5   | △21,917  | △13.70 |
| 更新及び契約管理事業         | 56,019                   | 2.3   | 58,192             | 2.3   | 2,172    | 3.88   |
| ビル管理事業             | 2,260,560                | 91.3  | 2,325,331          | 92.2  | 64,770   | 2.87   |
| 計                  | 2,476,579                | 100.0 | 2,521,604          | 100.0 | 45,025   | 1.82   |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は114,759千円であります。主なものは、ビル管理事業内に係る賃貸借物件の取得価額等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に自己株式の取得を目的として、100,000千円の銀行借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                         | 期<br>第24期<br>( 2022年7月～<br>2023年6月 ) | 第25期<br>( 2023年7月～<br>2024年6月 ) | 第26期<br>( 2024年7月～<br>2025年6月 ) | 第27期<br>( 2025年7月～<br>2026年6月 )<br>当連結会計年度 |
|-----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                  | 2, 319, 192                          | 2, 329, 426                     | 2, 476, 579                     | 2, 521, 604                                |
| 経 常 利 益 (千円)                | 234, 696                             | 220, 894                        | 187, 604                        | 243, 097                                   |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰 属 す る (千円) | 114, 757                             | 134, 918                        | 112, 461                        | 129, 565                                   |
| 当 期 純 利 益                   |                                      |                                 |                                 |                                            |
| 1 株 当 たり 当 期<br>純 利 益 (円)   | 6. 04                                | 7. 77                           | 7. 00                           | 8. 12                                      |
| 総 資 産 (千円)                  | 3, 811, 386                          | 4, 346, 397                     | 3, 954, 174                     | 3, 853, 486                                |
| 純 資 産 (千円)                  | 1, 621, 386                          | 1, 623, 361                     | 1, 388, 793                     | 1, 336, 050                                |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 名 称                          | 資 本 金    | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容              |
|------------------------------|----------|-------|----------------------------|
| 株式会社エリアクエスト<br>不動産コンサルティング   | 30,000千円 | 100%  | 更新及び契約管理事業、並びにビル管理事業       |
| 株式会社エリアクエスト<br>店 舗 & オ フ ィ ス | 60,000千円 | 100%  | テナント誘致事業、並びにビル管理事業内サブリース事業 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、次のような課題に取り組んでまいります。

##### ① 顧客満足度の拡大

当社の経営理念で掲げているとおり、顧客への徹底サービスの提供を心がけ顧客満足度の向上を図ってまいります。

##### ② 組織の構造改革

上記「顧客満足度の拡大」を図るためにも、改めて組織の構造改革を進め、さらに磐石な組織体制を創りあげてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループの主要な事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ（施設）を効率よく運営するためのサービスを提供する不動産ソリューション事業であります。

#### (6) 主要な営業所（2026年6月30日現在）

| 会 社 名                  | 名 称 | 所 在 地  |
|------------------------|-----|--------|
| 株式会社エリアクエスト            | 本社  | 東京都新宿区 |
| 株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング | 本社  | 東京都新宿区 |
| 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス     | 本社  | 東京都新宿区 |

(7) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----|-------------|
| 30名 | 1名減         |

② 当社の従業員の状況

| 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----|-----------|---------|--------|
| 11名 | 1名増       | 26.8歳   | 4.6年   |

(8) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

| 借 入 先               | 借 入 残 高   |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 213,993千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 66,668千円  |
| 株 式 会 社 東 日 本 銀 行   | 62,618千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 86,480,000株

② 発行済株式の総数 17,145,800株

③ 株主数 13,204名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|-------------------------|-----------|---------|
| 謙 雅 産 業 株 式 会 社         | 7,100,000 | 45.8    |
| 鈴 木 洋                   | 1,146,200 | 7.4     |
| 清 原 雅 人                 | 556,800   | 3.6     |
| 関 口 さ つ き               | 143,200   | 0.9     |
| エリアクエストグループ従業員<br>持 株 会 | 129,414   | 0.8     |
| エリアクエストグループ役員<br>持 株 会  | 121,700   | 0.8     |
| 丸 山 秀 治                 | 119,500   | 0.8     |
| 甚 目 裕 史                 | 80,000    | 0.5     |
| 荻 野 美 知 子               | 37,500    | 0.2     |
| 金 子 高 久                 | 36,300    | 0.2     |

（注）当社は自己株式を1,659,000株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2026年6月30日現在）  
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 清 原 雅 人 | 子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング代表取締役<br>子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役 |
| 取 締 役     | 石 川 志 保 | (株)B Tホールディング取締役<br>子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング取締役            |
| 取 締 役     | 北 原 美 佳 | 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス監査役<br>子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング監査役     |
| 監 査 役     | 水 上 孝 一 | (株)ケイ・エム・シー代表取締役                                           |
| 常 勤 監 査 役 | 小 川 洋   |                                                            |
| 監 査 役     | 木 下 浪 枝 | インテリアコーディネーター（個人事業主）                                       |

- (注) 1. 取締役 石川志保氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 水上孝一氏、小川洋氏及び木下浪枝氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役 水上孝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、取締役の個人別の報酬等については、連結業績・役位・職責・在任期間・業績に対する貢献度等に応じて配分額を勘案して、取締役会にて決定するものとしております。

##### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 清原雅人に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決議は取締役会で行うものとしております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1名) | 54,135千円<br>(6,000千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 8,208千円<br>(8,208千円)   |
| 計<br>(うち社外役員)      | 6名<br>(4名) | 62,343千円<br>(14,208千円) |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2006年9月26日開催の第7回定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2006年9月26日開催の第7回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石川志保氏は、当社子会社である株式会社エリアクエスト不動産コンサルティングの取締役及び株式会社B Tホールディングの取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社B Tホールディングとの間には特別な関係はありません。
- ・監査役水上孝一氏は、株式会社ケイ・エム・シーの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ケイ・エム・シーの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要                                                          |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 石 川 志 保 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席いたしました。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                         |
| 監 査 役 | 水 上 孝 一 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| 区 分   | 氏 名     | 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要                                                          |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | 小 川 洋   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監 査 役 | 木 下 浪 枝 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、責任限定契約を締結しておりません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訴費用を補填することとしております。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由があり、また、補填する額について極度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

|                                           | 支 払 額    |
|-------------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                       | 25,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は以下の通りであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
- ロ. 当社及び当社子会社における取締役及び使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス体制に係る規程を定め、その周知徹底を図る。
- ハ. 内部監査室は当社及び当社子会社の職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、取締役及び監査役に報告する。
- ニ. コンプライアンスの観点から取締役及び使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に監視、マニュアルの整備及び研修を実施し、当社及び当社子会社全体のリスク管理体制を確立する。また、「お客様相談室」を通じてクレーム発生と対応状況を一元管理し、その内容を定期的に取締役に報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社及び当社子会社の業務担当取締役を中心に構成される経営会議及び取締役会を通じて、当社及び当社子会社の各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の内部監査を当社が直接的に行うことにより、内部統制の実効性を高める。また、グループ幹部会議を通じて当社及び当社子会社の幹部を直接的に育成し、法令遵守・リスク管理体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には監査役の指揮命令を優先させる。
  - ハ. 配置された使用人の任命、評価及び異動等については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。
  - ロ. 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役、その他の取締役、会計監査人などと定期的に情報交換に努め、連携した当社及び当社子会社の監査の実効性を確保する。
  - ロ. 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
- 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保する体制をとるものとする。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- イ. コンプライアンス規定に基づきコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守について審議しております。
- ロ. 反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、徹底を図りました。
- ハ. リスク事象の把握とリスクの発生頻度及び重要度の検証を行い、解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ニ. 財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスの検討を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社は、連結業績に応じた積極的な利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                      |                  |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>583,171</b>   | <b>流 動 負 債</b>               | <b>967,344</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 378,929          | 買 掛 金                        | 9,310            |
| 売 掛 金                  | 50,197           | 短 期 借 入 金                    | 66,668           |
| そ の 他                  | 154,043          | 1 年 内 償 還 予 定 社 債            | 21,300           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,266,275</b> | 1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金      | 134,294          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,337,091</b> | リ ー ス 債 務                    | 12,296           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 744,908          | 未 払 金                        | 426,645          |
| 車 両 運 搬 具              | 17,839           | 未 払 法 人 税 等                  | 61,127           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 16,711           | 株 主 優 待 引 当 金                | 17,669           |
| 土 地                    | 526,503          | そ の 他                        | 218,033          |
| リ ー ス 資 産              | 31,128           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,550,091</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>60,686</b>    | 社 債                          | 83,850           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 6,468            | 長 期 借 入 金                    | 142,317          |
| 借 地 権                  | 51,876           | リ ー ス 債 務                    | 19,583           |
| そ の 他                  | 2,342            | 長 期 預 り 保 証 金                | 1,211,382        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,868,497</b> | そ の 他                        | 92,957           |
| 投 資 有 価 証 券            | 643,948          | <b>負 債 合 計</b>               | <b>2,517,435</b> |
| 長 期 貸 付 金              | 83,918           | <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 16,244           | 科 目                          | 金 額              |
| 長 期 前 払 費 用            | 56,427           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>1,377,544</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 883,054          | 資 本 金                        | 991,100          |
| 保 険 積 立 金              | 54,692           | 利 益 剰 余 金                    | 674,289          |
| 会 員 権                  | 36,496           | 自 己 株 式                      | △287,845         |
| そ の 他                  | 103,043          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△41,493</b>   |
| 貸 倒 引 当 金              | △9,328           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | △41,493          |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>4,039</b>     | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>1,336,050</b> |
| 社 債 発 行 費              | 4,039            | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>3,853,486</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,853,486</b> |                              |                  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

( 2025年7月1日から )  
( 2026年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 2,521,604 |
| 売上原価            |        | 1,776,403 |
| 売上総利益           |        | 745,201   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 468,240   |
| 営業利益            |        | 276,961   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 969    |           |
| 有価証券運用益         | 86,605 |           |
| その他の            | 2,672  | 90,247    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 18,967 |           |
| 支払手数料           | 10,812 |           |
| 社債発行費償却         | 975    |           |
| 有価証券運用損         | 93,060 |           |
| その他の            | 295    | 124,111   |
| 経常利益            |        | 243,097   |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産売却損         | 7,821  |           |
| 固定資産除却損         | 1,434  |           |
| 和解金             | 7,822  |           |
| 保険解約損           | 3,565  | 20,644    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 222,452   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 94,065 |           |
| 法人税等調整額         | △1,178 | 92,886    |
| 当期純利益           |        | 129,565   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 129,565   |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年7月1日から  
2026年6月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |                | その他の包括利益<br>累計額<br>その<br>他有価証券<br>評価差額金 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------|----------------|-----------------------------------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 利 剰 余 益 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計<br>合 |                                         |              |
| 当 期 首 残 高               | 991,100 | 592,801   | △187,052 | 1,396,848      | △8,055                                  | 1,388,793    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |                |                                         |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         | 129,565   |          | 129,565        |                                         | 129,565      |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △48,077   |          | △48,077        |                                         | △48,077      |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           | △100,793 | △100,793       |                                         | △100,793     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          |                | △33,438                                 | △33,438      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 81,488    | △100,793 | △19,304        | △33,438                                 | △52,743      |
| 当 期 末 残 高               | 991,100 | 674,289   | △287,845 | 1,377,544      | △41,493                                 | 1,336,050    |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                                             |
| 連結子会社の名称 | 株式会社エリアクвест不動産コンサルティング<br>株式会社エリアクвест店舗&オフィス |

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

工具、器具及び備品 3年～13年

車両運搬具 4年～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

##### ④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ① ビル管理事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、不動産の管理・清掃・保守業務等の建物管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

また、サブリース物件及び自社所有物件の賃借人との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っています。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

工事を必要としているビル所有者を工事業者に紹介する取引に関しては、工事業者とビル所有者との請負契約が締結される一時点で履行義務が充足されるものであり、当該契約時点において収益を認識しております。

なお、サブリース物件及び自社所有物件の賃貸収入に関しては『リース取引に関する会計基準』（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

#### ② テナント誘致事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、テナントの募集に関する義務を負っております。また、出店希望者との業務委託契約に基づき、店舗候補物件の調査に関する履行義務を負っています。これらの履行義務はビル所有者と出店希望者との賃貸借契約が締結される一時点で充足されるものであり、当該契約時点において収益を認識しております。

#### ③ 更新及び契約管理事業

ビル所有者との業務委託契約に基づき、テナントとの契約管理に関する義務を負っております。当該履行義務はビル所有者とテナントとの賃貸借契約の更新が行われる一時点で充足されるものであり、当該契約の更新時点において収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 1,337,091千円

無形固定資産 60,686千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとして、所有ビル、サブリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

- (2) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の悪化などにより物件の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,066,970千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 192,686千円 |
| 土地     | 280,301千円 |
| 投資有価証券 | 256,021千円 |
| 計      | 729,008千円 |

担保に係る債務

|              |           |
|--------------|-----------|
| 短期借入金        | 66,668千円  |
| 一年内返済予定長期借入金 | 8,004千円   |
| 長期借入金        | 23,305千円  |
| 未払金          | 315,295千円 |
| 被保証債務(注)     | 105,150千円 |
| 計            | 518,422千円 |

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 17,145,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2025年9月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 48,077千円
- ・ 1株当たり配当額 3円
- ・ 基準日 2025年6月30日
- ・ 効力発生日 2025年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|-------|----------|------------|------------|
| 2026年9月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 61,947千円 | 利益剰余金 | 4円       | 2026年6月30日 | 2026年9月30日 |

3. 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に株式（信用取引含む）であり、市場価格の変動リスクや、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。長期貸付金は主に建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、主として本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金及び子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い支払った保証金からなり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、オーナーと定期的に連絡を取り信用状況の把握に努めております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等にて相場（時価）の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社債及び借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。長期預り保証金は、子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い預かった保証金です。これら営業債務、社債、借入金及び長期預り保証金等の金銭債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品は含まれておりません。（（注）2. 参照）

（単位：千円）

|                          | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額      |
|--------------------------|------------|-----------|----------|
| (1) 投資有価証券               | 624,766    | 624,766   | —        |
| (2) 長期貸付金<br>(1年内回収予定含む) | 89,086     | 71,940    | △17,146  |
| (3) 敷金及び保証金              | 883,054    | 756,675   | △126,379 |
| (4) 会員権                  | 22,474     | 23,440    | 965      |
| 資産計                      | 1,619,382  | 1,476,822 | △142,560 |
| (1) 社債<br>(1年内返済予定含む)    | 105,150    | 105,150   | —        |
| (2) 長期借入金<br>(1年内返済予定含む) | 276,611    | 274,131   | △2,479   |
| (3) リース債務<br>(1年内返済予定含む) | 31,880     | 31,407    | △473     |
| (4) 長期預り保証金              | 1,211,382  | 1,038,013 | △173,368 |
| 負債計                      | 1,625,024  | 1,448,702 | △176,321 |

（注）1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済され、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 2. 市場価格のない金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|--------|----------------|
| 非上場株式等 | 19,182         |
| 会員権    | 14,022         |

これらについては、「(1)投資有価証券」及び「(4)会員権」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 378,929      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 50,197       | —                   | —                    | —            |
| 長期貸付金  | 5,168        | 23,088              | 24,433               | 36,396       |
| 合計     | 434,296      | 23,088              | 24,433               | 36,396       |

4. 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債    | 21,300       | 21,300              | 21,300              | 21,300              | 13,300              | 6,650       |
| 長期借入金 | 134,294      | 64,496              | 49,344              | 28,477              | —                   | —           |
| リース債務 | 12,296       | 15,805              | 3,778               | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 167,890      | 101,601             | 74,422              | 49,777              | 13,300              | 6,650       |

## 5. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 624,766 | —    | —    | 624,766 |
| 資産計     | 624,766 | —    | —    | 624,766 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分               | 時価    |           |       |           |
|------------------|-------|-----------|-------|-----------|
|                  | レベル 1 | レベル 2     | レベル 3 | 合計        |
| 長期貸付金（1年内回収予定含む） | —     | 71,940    | —     | 71,940    |
| 敷金及び保証金          | —     | 756,675   | —     | 756,675   |
| 会員権              | —     | 23,440    | —     | 23,440    |
| 資産計              | —     | 852,056   | —     | 852,056   |
| 社債（1年内返済予定含む）    | —     | 105,150   | —     | 105,150   |
| 長期借入金（1年内返済予定含む） | —     | 274,131   | —     | 274,131   |
| リース債務（1年内返済予定含む） | —     | 31,407    | —     | 31,407    |
| 長期預り保証金          | —     | 1,038,013 | —     | 1,038,013 |
| 負債計              | —     | 1,448,702 | —     | 1,448,702 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているためレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期貸付金

元利金の合計額を国債の利回り等の適切な利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

返済予定時期を合理的に見積もった上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 会員権

日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む）等の相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 社債、長期借入金及びリース債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価が帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規社債、新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期預り保証金

返還予定時期を合理的に見積もった上で、返還見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループにおいて、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円）  |
|----------------|---------|
| 891,668        | 969,808 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて、自社で計算した価額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

サービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 売上高           |           |
| ビル管理事業        | 367,430   |
| テナント誘致事業      | 138,081   |
| 更新及び契約管理事業    | 58,192    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 563,703   |
| その他の収益（注）     | 1,957,900 |
| 外部顧客への売上高     | 2,521,604 |

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基本となる情報

「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

86円27銭

2. 1株当たり当期純利益

8円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                  |                  |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>136,292</b>   | <b>流 動 負 債</b>           | <b>696,794</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 48,297           | 買 掛 金                    | 121              |
| 売 掛 金                  | 50,197           | 短 期 借 入 金                | 66,668           |
| 前 払 費 用                | 19,223           | 1 年 内 償 還 予 定 債 社        | 21,300           |
| 短 期 貸 付 金              | 244              | 1 年 内 返 済 予 定 金          | 126,290          |
| そ の 他                  | 18,329           | 長 期 借 入 金                |                  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,063,744</b> | リ ー ス 債 務                | 12,296           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>934,082</b>   | 未 払 金                    | 381,184          |
| 建 物                    | 341,182          | 未 払 法 人 税 等              | 47,173           |
| 構 築 物                  | 2,751            | 前 受 収 益                  | 10,111           |
| 車 両 運 搬 具              | 17,839           | 株 主 優 待 引 当 金            | 17,669           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 14,676           | そ の 他                    | 13,979           |
| 土 地                    | 526,503          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>312,180</b>   |
| リ ー ス 資 産              | 31,128           | 社 債                      | 83,850           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>59,473</b>    | 長 期 借 入 金                | 119,012          |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 6,468            | リ ー ス 債 務                | 19,583           |
| 電 話 加 入 権              | 1,129            | 長 期 未 払 金                | 25,544           |
| 借 地 権                  | 51,876           | 長 期 預 り 保 証 金            | 63,446           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,070,188</b> | そ の 他                    | 743              |
| 投 資 有 価 証 券            | 635,645          | <b>負 債 合 計</b>           | <b>1,008,975</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 272,500          | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| 従 業 員 に 対 す る          | 2,398            | 科 目                      | 金 額              |
| 長 期 貸 付 金              |                  | <b>株 主 資 本</b>           | <b>1,234,046</b> |
| 長 期 前 払 費 用            | 1,008            | 資 本 金                    | 991,100          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 4,085            | 利 益 剰 余 金                | 530,792          |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 29,191           | 利 益 準 備 金                | 25,549           |
| 会 員 権                  | 36,496           | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 505,242          |
| 保 険 積 立 金              | 54,692           | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 505,242          |
| 長 期 預 金                | 28,800           | 自 己 株 式                  | △287,845         |
| そ の 他                  | 5,369            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>△38,946</b>   |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>4,039</b>     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △38,946          |
| 社 債 発 行 費              | 4,039            | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>1,195,100</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,204,075</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>2,204,075</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

( 2025年7月1日から )  
( 2026年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 662,959 |
| 売 上 原 価               |         | 62,013  |
| 売 上 総 利 益             |         | 600,945 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 441,696 |
| 営 業 利 益               |         | 159,248 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 166     |         |
| 受 取 配 当 金             | 153,279 |         |
| 有 価 証 券 運 用 益         | 86,605  |         |
| そ の 他                 | 1,067   | 241,119 |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 16,257  |         |
| 支 払 手 数 料             | 10,811  |         |
| 社 債 発 行 費 償 却         | 950     |         |
| 有 価 証 券 運 用 損         | 93,060  |         |
| そ の 他                 | 293     | 121,373 |
| 経 常 利 益               |         | 278,994 |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 7,821   |         |
| 和 解 金                 | 410     |         |
| 保 険 解 約 損             | 3,565   | 11,797  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 267,197 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 58,846  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △3,082  | 55,764  |
| 当 期 純 利 益             |         | 211,432 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

( 2025年7月1日から )  
( 2026年6月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |            |                                  |                     |          |           | 評価・換算差額等     | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|------------|----------------------------------|---------------------|----------|-----------|--------------|-----------|
|                         | 資本金     | 利益剰余金      |                                  |                     | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額金 |           |
|                         |         | 利 益<br>準備金 | そ の 他<br>利 益<br>剰 余 金<br>繰越利益剰余金 | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |          |           |              |           |
| 当 期 首 残 高               | 991,100 | 20,742     | 346,694                          | 367,437             | △187,052 | 1,171,484 | △5,845       | 1,165,638 |
| 当 期 変 動 額               |         |            |                                  |                     |          |           |              |           |
| 当 期 純 利 益               |         |            | 211,432                          | 211,432             |          | 211,432   |              | 211,432   |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | 4,807      | △52,885                          | △48,077             |          | △48,077   |              | △48,077   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |            |                                  |                     | △100,793 | △100,793  |              | △100,793  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |            |                                  |                     |          |           | △33,100      | △33,100   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | 4,807      | 158,547                          | 163,355             | △100,793 | 62,562    | △33,100      | 29,461    |
| 当 期 末 残 高               | 991,100 | 25,549     | 505,242                          | 530,792             | △287,845 | 1,234,046 | △38,946      | 1,195,100 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

##### ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 20年

工具、器具及び備品 3年～13年

車両運搬具 4年～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

#### (4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### ① ビル管理事業

サブリース物件及び自社所有物件の賃借人との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っています。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、サブリース物件及び自社所有物件の賃貸収入に関しては『リース取引に関する会計基準』（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

##### ② 関係会社管理事業

関係会社との業務委託契約に基づき、経営指導及び業務管理に関する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

##### 固定資産の減損損失

##### 1. 事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産 934,082千円

無形固定資産 59,473千円

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### （1）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとして、所有ビル、サブリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

##### （2）翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境の悪化などにより物件の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 550,812千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 192,686千円 |
| 土地     | 280,301千円 |
| 投資有価証券 | 256,021千円 |
| 計      | 729,008千円 |

担保に係る債務

|              |           |
|--------------|-----------|
| 短期借入金        | 66,668千円  |
| 一年内返済予定長期借入金 | 8,004千円   |
| 長期借入金        | 23,305千円  |
| 未払金          | 315,295千円 |
| 被保証債務(注)     | 105,150千円 |
| 計            | 518,422千円 |

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 60,746千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|       |           |
|-------|-----------|
| 売上高   | 540,000千円 |
| 売上原価  | 7,028千円   |
| 受取配当金 | 153,279千円 |
| 支払利息  | 1,100千円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,659,000株

(注) 当事業年度において、取締役会決議による自己株式の取得により539,000株増加しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |            |
|---------------|------------|
| 投資有価証券評価損     | 3,681千円    |
| 関係会社株式評価損     | 81,318千円   |
| 会員権評価損        | 9,962千円    |
| 未払事業税         | 3,149千円    |
| 差入保証金（資産除去債務） | 1,323千円    |
| 株主優待引当金       | 5,569千円    |
| その他有価証券評価差額金  | 12,275千円   |
| その他           | 1,180千円    |
| 繰延税金資産小計      | 118,461千円  |
| 評価性引当額        | △114,375千円 |
| 繰延税金資産合計      | 4,085千円    |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称               | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取 引 の 内 容       | 取引金額<br>(千円)     | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|-------|--------------|
| 子会社 | ㈱エリアクエスト不動産<br>コンサルティング   | 直接 100%       | 経営指導等         | 経営指導料等<br>(注) 1 | 180,000          | 売 掛 金 | 16,500       |
|     |                           |               | 資金の借入         | 利息の支払<br>借入金の返済 | 1,100<br>72,000  | —     | —            |
| 子会社 | ㈱エリアクエスト<br>店 舗 & オ フ ィ ス | 直接 100%       | 経営指導等         | 経営指導料等<br>(注) 1 | 360,000          | 売 掛 金 | 33,000       |
|     |                           |               | 不動産の売買        | 土地の購入<br>建物の購入  | 34,726<br>16,115 | —     | —            |

(注) 1. 経営指導料は、業務の内容を勘案して決定しております。

2. 土地建物の売買価額は、周辺不動産取引事例、公示価格及び路線価等を参考として算定し、当事者間の協議により決定しております。

3. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

| 種 類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合     | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----------------|----------------------------|---------------|--------------------------|--------------|-----|--------------|
| 役 員  | 清 原 雅 人        | (被所有)<br>直接3.6%<br>間接45.8% | 当社代表取締役       | 銀行借入に対す<br>る債務被保証<br>(注) | 31,309       | —   | —            |
| 主要株主 | 鈴 木 洋          | (被所有)<br>直接7.4%            | 元当社取締役        | 自己株式取得                   | 100,793      | —   | —            |

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けています。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 自己株式の取得については、2026年5月13日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、2026年5月13日の終値で取引を行っております。当該取引に伴い、2026年5月14日付で鈴木洋は当社の主要株主ではなくなっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基本となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 77円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円25銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 8 月27日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥 井 仁  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 竹 村 崇 之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 8 月27日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥 井 仁  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 竹 村 崇 之  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2025年7月1日から2026年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## ２．監査の結果

### （１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （３）連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 8 月 27 日

株式会社エリアクエスト 監査役会

監 査 役 水 上 孝 一 ㊞

常勤監査役 小 川 洋 ㊞

監 査 役 木 下 浪 枝 ㊞

（注） 監査役 水上孝一、小川洋及び木下浪枝は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の投資等のための内部留保を勘案のうえ、連結業績に応じた積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株あたり金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は61,947,200円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第27条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第36条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条他の削除・修正等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

\*下線部は変更部分

| 現行定款                                      | 変更案                                     |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第1章 総 則                                   | 第1章 総 則                                 |
| 第1条～第3条 (条文省略)                            | 第1条～第3条 (現行どおり)                         |
| (機関)                                      | (機関)                                    |
| 第4条 当会社は、株主総会および <u>取締役会</u> のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当会社は、株主総会 <u>及び取締役</u> のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                                   | 1. 取締役会                                 |
| 2. 監査役                                    | 2. 監査等委員会                               |
| <u>3. 監査役会</u>                            | (削除)                                    |
| <u>4. 会計監査人</u>                           | <u>3. 会計監査人</u>                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第9条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> |
| <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                                                                         | <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                                                                         |
| <p>第23条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                           | <p>第23条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                          |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                        | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                             |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                           | <p>第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                          |
| <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                              | <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、<u>取締役の責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、法令の定める限度まで、<u>社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>           | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                   | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                     |

| 現行定款                                                                                                                                                                      | 変更案  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                     | (削除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p>                                           | (削除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                    | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                             | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 <u>当会社は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>        | (削除) |

| 現行定款             | 変更案                                                                                                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)             | 第5章 監査等委員会                                                                                                                                       |
| (新設)             | (常勤の監査等委員)<br>第28条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。                                                                                          |
| (新設)             | (監査等委員会の招集通知)<br>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| (新設)             | (監査等委員会の決議方法)<br>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                                                                  |
| (新設)             | (監査等委員会の議事録)<br>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。                                     |
| (新設)             | (監査等委員会規程)<br>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                            |
| 第6章 会計監査人        | 第6章 会計監査人                                                                                                                                        |
| 第38条～第39条 (条文省略) | 第33条～第34条 (現行どおり)                                                                                                                                |
| 第7章 計 算          | 第7章 計 算                                                                                                                                          |
| 第40条 (条文省略)      | 第35条 (現行どおり)                                                                                                                                     |

| 現行定款                                                | 変更案                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br>第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。                          |
| (剰余金の期末配当の基準日)                                      | (剰余金配当の基準日)                                                                                                                        |
| 第41条 (条文省略)                                         | 第37条 (現行どおり)                                                                                                                       |
| (新設)                                                | 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。                                                                                                      |
| (新設)                                                | 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。                                                                                                  |
| <u>(中間配当)</u>                                       | (削除)                                                                                                                               |
| 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。 |                                                                                                                                    |
| 第43条 (条文省略)                                         | 第38条 (現行どおり)                                                                                                                       |
| (新設)                                                | 附則                                                                                                                                 |
| (新設)                                                | <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>第1条 当会社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | きよはら まさと<br>清原 雅人<br>(1967年2月2日生)  | 1991年4月 野村證券㈱入社<br>1998年4月 ㈱クエストプロパティーズ（現 ㈱エリアクエスト店舗&オフィス）取締役就任<br>2001年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2003年10月 ㈱エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役就任（現任）<br>㈱エリアクエスト不動産コンサルティング<br>代表取締役就任（現任） | 556,800株    |
| 2         | きよはら たけし<br>清原 毅史<br>(1964年2月10日生) | 1987年4月 ㈱熊日広告社入社                                                                                                                                                           | —           |
| 3         | きたはら みか<br>北原 美佳<br>(1982年10月19日生) | 2006年4月 当社入社<br>2023年9月 当社取締役就任（現任）<br>2023年9月 ㈱エリアクエスト店舗&オフィス 監査役就任（現任）<br>2023年9月 ㈱エリアクエスト不動産コンサルティング<br>監査役就任（現任）                                                       | —           |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告12頁のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | き さ き たつ お<br>佐々木達雄<br>(1960年9月3日生) | 2003年3月 当社入社<br>2018年9月 (株)エリアクレスト不動産コンサルティング 取締役就任<br>2020年1月 (株)エリアクレスト店舗&オフィス 監査役就任                      | —           |
| 2         | みずかみ こういち<br>水上孝一<br>(1949年10月14日生) | 1980年3月 (株)経済界入社<br>2005年3月 (有)ケイ・エム・シー取締役就任<br>2006年9月 (株)ケイ・エム・シーに改組し代表取締役就任（現任）<br>2010年9月 当社社外監査役就任（現任） | 10,000株     |
| 3         | おがわ ひろし<br>小川 洋<br>(1974年5月29日生)    | 1998年4月 芙蓉観光(株)入社<br>2004年10月 当社顧問就任<br>2018年9月 当社監査役就任<br>2023年9月 当社常勤社外監査役就任（現任）                          | 10,000株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者 水上孝一氏及び小川洋氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 候補者の選任理由は次のとおりであります。

- ・監査等委員である社外取締役候補者 水上孝一氏は、これまで培ってきた豊富な経営管理の経験を活かし、客観的な立場からの意見を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。
- ・監査等委員である社外取締役候補者 小川洋氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富な経験を活かし、客観的な立場からの意見を期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

4. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者 水上孝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告12頁のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役佐々木達雄氏の補欠として内田久美子氏、監査等委員である社外取締役水上孝一氏および小川洋氏の補欠として木下浪枝氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | うちだくみこ<br>内田久美子<br>(1969年1月23日生)    | 1990年4月 セコム㈱入社<br>1996年4月 KKRホテル熊本（国家公務員共済組合連合会）入社<br>2016年4月 ファミリーマート熊本池田二丁目店オーナー兼店長              | —           |
| 2         | きのした なみえ<br>木下 浪枝<br>(1948年12月14日生) | 1975年4月 ㈱大阪販売広告社入社<br>1985年4月 ㈱ホワイト入社<br>1990年4月 インテリアコーディネーター（個人事業主）（現任）<br>2023年9月 当社社外監査役就任（現任） | 18,000株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木下浪枝氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告12頁のとおりです。候補者が監査等委員である取締役に就任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年9月26日開催の第7回定時株主総会において、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額80百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告10頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

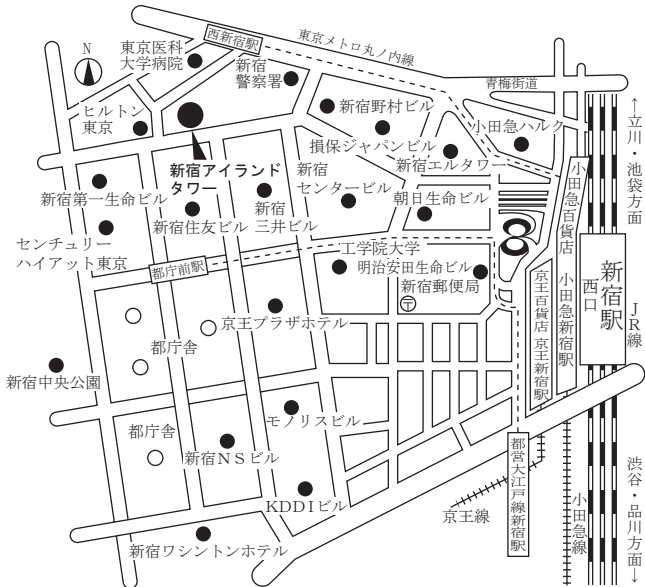
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

## 第27回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅西口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線新宿駅から徒歩約30秒
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約8分